

令和7年第4回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和7年4月30日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深 谷 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

令和7年4月30日(水)

午後3時30分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 18 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 19 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 20 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 21 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 5) 議案第 22 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 6) 議案第 23 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 7) 議案第 24 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 9) 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 10) 議案第 27 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和7年4月30日			開会場所	深谷市役所大会議室	
開閉の日時	開 会	令和7年4月30日(水) 午後3時30分				
	閉 会	令和7年4月30日(水) 午後4時30分				
議長	会長 福島 明					
委 員 出 席 状 況						
議席番号	氏 名		出欠	議席番号	氏 名	
1	大澤 正		出	21	安藤 已喜夫	
2	荻野 信義		出	22	栗田 宣雄	
3	矢神 勝彦		出	23	田村 恵司	
4	小林 郁子		出	24	福島 明	
5	木村 かつ江		出	1	小内 忠	
6	柴崎 信幸		出	2	森田 亨	
7	石川 野理子		出	3	堀口 廣	
8	大須賀 節子		出	4	武井 清一郎	
9	富田 千恵子		出	5	条原 健治	
10	須藤 浩一		出	6	橋本 繁穂	
11	松嶋 多喜男		出	7	高野 政明	
12	新井 美津子		出	8	澁澤 正明	
13	高田 次郎		出	9	望月 勇	
14	加藤 延宏		出	10	梁瀬 和彦	
15	持田 一吉		出	11	久保 喜信	
16	大澤 慶三		出	12	黒澤 清	
17	馬場 實		出	13	吉田 裕治	
18	須藤 一男		出	14	馬場 詔二	
19	蛭川 一郎		出	15	吉野 勝男	
20	福地 伸夫		出	16	笹井 孝	
説 明 者	事務局長		中島 隆			
	事務局次長		梶山 光昌			
	局長補佐		笠原 正史			
	農地係長		関根 克己			
	主査		磯貝 益生			
	主任		田嶋 晃			
	主任		小川 武尊			
参 与	農業振興課 課長		黒澤 敦			
	農業振興課 係長		福島 芳宏			
	農業振興課 主任		瀬尾 純也			
	農業振興課 主任		富田 亘			
	産業ブランド推進室 課長補佐		小暮 正樹			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	事務局長	それでは、令和7年第4回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況のご報告いたします。 農業委員24名中、23名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名全員の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いしたいと思います。
	議事録署名人の指名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号22番栗田宣雄委員、議席番号23番田村恵司委員以上、2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。
	報告事項について	議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第18号から第21号でございますが、深谷市農業委員会事務専決規程により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、報告第19号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分」については、一部あっせんの希望があるため、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、お借りしていただける方をご存じでしたら、事務局までお知らせ願います。
	議案第22号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の17ページ、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、議案書17ページ、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。 【議案第22号について概要を説明】
		事務局	農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議 長	それでは本議案の審議に移りますが、整理番号8番及び13番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 先ず最初に、整理番号8番について石川野理子委員お願いいたします。

会 議 件 名			て ん 末
議 進 行 状 況		石川委員	整理番号8番の譲受人の新規就農について、報告いたします。 4月18日に、私と福島会長、大澤会長職務代理者、高野推進委員、及び事務局職員で、ヒアリングを行いました。 譲受人である法人の役員は、それぞれ認定農業者として農業経験がありますが、新たに法人を立ち上げて農地を譲り受けることから、新規就農ヒアリングを行ったものです。 この法人では、上柴にある障害者施設と契約を結び、朝起きるのが難しいなど、一般の会社で働くことが難しい人たちを労働力として雇用し、将来的に就農につなげたいと考えているとのことです。 今回取得する農地では、ネギを中心に作付する予定ですが、ゆくゆくは色々な露地野菜も作付けしていくとのことです。 農機具は、役員自ら保有しているものを当面使用する予定です。 本件については、法人としては新規就農ではあるものの、経営する役員はそれぞれ認定農業者として営農しており、機械なども確保されていることから、農地の取得について特段問題はないものと考えます。
		議 長	石川委員、ありがとうございました。 続いて、整理番号13番について意見を伺います。 吉田裕治委員、お願いいたします。
		吉田委員	整理番号13番の借受人の新規就農について、報告いたします。 4月16日に、私と福島会長、大澤会長職務代理者、及び事務局職員で、ヒアリングを行いました。 借受人である法人の役員は、それぞれ農業や造園業の経験が豊富ですが、新たに法人を立ち上げて農地を借り受けることから、新規就農ヒアリングを行ったものです。 近年芝の生産者が減少し、本法人代表者が、知り合いの造園業者から芝の取り扱いがないか聞かれることが増えたことから、以前より付き合いのある深谷市において、芝の生産を始めることとしたとのことです。 農機具は、役員自ら保有しているものを当面使用する予定です。 経営が軌道に乗れば、将来的に遊休農地の解消にも寄与できれば、と考えているとのことです。 本件については、法人としては新規就農ではあるものの、経営する役員はそれぞれ経験豊富であり、機械なども確保されていることから、農地の借り受けについて特段問題はないものと考えます。
		議 長	吉田委員、ありがとうございました。 それでは審議に移りますが、新規就農の案件も含め、全ての案件を一括にて審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することいたします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進	議案第23号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の25ページ、議案第23号「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 議案書25ページ及び別添の総会議案資料の5ページを併せてご 確認下さい。 議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請承認につ いてであります。
			【議案第23号について概要を説明】
		事務局	農地法第4条の許可申請承認につきましては以上1件です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたしま す。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手 を求めます。 (挙手全員)
行 状 況	議案第24号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の27ページ、議案第24号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明申し上げます。 議案書27ページ及び別添総会議案資料7ページと併せてご確認 ください。
			【議案第24号について概要を説明】
		事務局	農地法5条の許可申請承認につきましては以上17件です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議に移りますが、整理番号10番に つきましては〇〇委員に関する案件となりますので、一時退出を 求めます。 (〇〇委員 退出)
		議 長	それでは、最初に整理番号10番について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員、入室してください (〇〇委員 入室)
		議 長	それでは、次に、それ以外の案件について審議いたします。この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
行 状 況	議案第25号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	議案第25号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」事務局よりご説明させていただきます。 【議案第25号について概要を説明】
		事務局	以上「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」は1件でございます。 なお、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」につきましては、対象となる農地が耕作する上で支障がないことの確認を行いましたことを併せて報告いたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		松嶋委員	はい。
		議 長	松嶋委員、どうぞ。
		松嶋委員	申請者の生年月日が昭和15年2月1日となっているようですが、年齢的には問題ないのでしょうか。
		議 長	事務局お願いします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		事務局	はい、相続するかたが被相続人の奥様で、確かに松嶋委員がご指摘のとおりご高齢ですので、事務局内でも話題にあがりましたが、今後また相続が発生した際は、相続した人が必要であれば同じように申請していただくということで、今回は奥様が相続して農業をやっていくということが確認とれておりますので、特に問題はないと考えています。以上でございます。
		松嶋委員	わかりました。ありがとうございます。
		議 長	よろしいですか。他に質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
行 状 況	議案第26号 「農用地利用集積等 促進計画(案)に対する 意見について」	議 長	次に、議案書の39ページ、議案第26号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	議案書39ページ議案第26号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農業振興課より説明させていただきます。 【議案第26号について概要を説明】
		農業振興課	以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
		議 長	それでは本議案の審議に移りますが、整理番号78番から81番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。武井清一郎委員、お願いいたします。
		武井委員	番号78番から81番の借受人の新規就農について、報告いたします。 4月23日に、私と松嶋農業委員、農業委員会事務局職員、農業振興課職員でヒアリングをおこないました。 借受人は現在、会社員と兼業で農業を行っていますが、昨年度から本格的に農業をはじめ、今後は、農業にシフトしていく予定です。叔父の農地がある岡部地区を拠点に農業を営む予定とのことです。 労働力は、現在は本人のみですが、繁忙期には雇用しているとのことです。 現在は叔父の所有する農地をそのまま借り受け、大根の栽培をおこなっております。 基本装備は、亡き祖父からトラクター2台、管理機2台、トラックを受け継いでおります。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	販路は、大根を漬物用として、すでに出荷しており、今後はネギ等の作付けを計画しており、直売所など市場出荷も考えています。 以上のことから、農業の意欲があり、これからも近所の農家から技術指導の支援を受けられることから、今回の就農については、特段、問題がないものと考えます。 報告は、以上となります。
		議 長	武井委員、ありがとうございました。 それでは、本議案について新規就農の案件も含め全ての案件を一括で審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第27号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更、 及び、地域の農業振興に 関する地方公共団体の計画 の変更に係る意見について」	議 長	次に、議案書の45ページ、議案第27号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更、及び、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更、及び、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」農業振興課から説明させていただきます。
			【議案第27号について概要を説明】
		農業振興課	以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		議 長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	福島会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年第4回深谷市農業委員会総会を閉会 いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年4月30日

議 長 福島 明

署名委員 栗田 宣雄

署名委員 田村 恵司